農福連携技術支援者育成研修 シラバス

(農林水産省実施)

令和5年4月 農林水産省

カリキュラム

第1		序章(農福連携概論)	〔座学〕	р2
第2		社会福祉や障害者雇用・障害福祉サービス事業等に		
		関すること	〔座学〕	
	1	社会福祉と障害者福祉	〔座学〕	рЗ
	2	障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み、		р4
		関係機関の役割	〔座学〕	
3-	-1	障害福祉サービス事業の運営の実務	〔座学〕	р5
3-	2	11	〔実地〕	р6
	4	障害特性と職業的課題の基礎	〔座学〕	р7
	5	障害特性に対応した農作業支援技法 〔グループ	ワーク〕	p 8
第3		農業や農業経営等に関すること		
	1	農業と農村社会	〔座学〕	р9
	2	農作業の一般的な特徴	〔座学〕	p10
	3	農業経営の仕組み	〔座学〕	p11
	4	農作業の流れ	〔座学〕	p12
	5	農業者による農福連携の経営実務	〔座学〕	p13
	6	農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当	ての技法	p14
		〔実地	、演習〕	
第4		修了試験		p15

第1. 序章(農福連携概論)

(1) asn

農福連携技術支援者として活動する際に必要となる農福連携の概論について理解する。

(2) 研修形式

座学講義(eラーニング)

(3) 所要時間

1時間30分

(4) 内容

- ・農福連携とは何か
- ・農福連携の取組パターン
- ・農福連携への期待、メリット、効果
- ・農業者と社会福祉法人等のマッチング
- 優良事例
- 今後の可能性と取組の心構え

(5) キーワード

農福連携、農福連携等推進会議、連携パターン、福祉主体パターン、農業主体パターン、企業出資パターン、園芸療法、農業の担い手の高齢化、農地の荒廃、障害者が働く機会の確保、賃金/工賃の向上、障害者の法定雇用率、特例子会社、作業の切り出し、農業と福祉のマッチング、施設外就労、認定農業者、共生社会の構築、農業と福祉に対する誤解の解消

(6) 講師

• 千葉大学 園芸学研究院 教授 吉田 行郷

(7) テキスト

• 「農福連携技術支援者育成研修 テキスト (Ver.4)」

(8) 備考

・ 修了試験の出題範囲外とする。

第2. 社会福祉や障害者雇用・障害福祉サービス事業等に関すること

1. 社会福祉と障害者福祉

(1) a5N

農福連携技術支援者として活動する際に必要となる社会福祉と障害者福祉について 理解する。

(2) 研修形式

座学講義(eラーニング)

(3) 所要時間

1時間30分

(4) 内容

- •「障害」と「障害者」の捉え方
- ノーマライゼーションとリハビリテーション
- 日本国憲法で保障された基本的人権
- 我が国における障害者を支える法律・制度の歴史
- 障害者権利条約と障害者差別の禁止、合理的配慮の提供義務

(5) キーワード

医学モデル、社会モデル、国際生活機能分類、個人因子、環境因子、ノーマライゼーション、リハビリテーション、生存権、措置制度、支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合支援法、応益負担、応能負担、障害程度区分、障害支援区分、障害者権利条約、障害者差別解消法、障害者雇用促進法、合理的配慮の提供義務

(6) 講師

・公立大学法人 埼玉県立大学 名誉教授 (前 社会福祉子ども学科 社会福祉学専攻 /大学院研究科 教授) 朝日 雅也

(7) テキスト

• 「農福連携技術支援者育成研修 テキスト (Ver.4)」

(8) 備考

2. 障害者雇用と障害福祉サービス事業の仕組み、関係機関の役割

(1) ねらい

農福連携技術支援者として活動する際に必要となる障害者雇用と障害福祉サービス 事業の仕組み、雇用と福祉に関係する機関の役割について理解する。

(2) 研修形式

座学講義(eラーニング)

(3) 所要時間

1時間30分

(4) 内容

- 障害者の一般就労と福祉的就労の違い
- 障害者雇用促進法に基づき実施される障害者雇用を進める仕組み
- 障害者総合支援法に基づき実施される障害福祉サービスの種類と仕組み
- 雇用と福祉に関係する代表的な機関の役割と所在
- ・ 職場適応援助者と農福連携技術支援者の違い

(5) キーワード

一般就労(障害者雇用)、福祉的就労(障害福祉サービスの利用)、賃金/工賃、法定雇用率、特例子会社、障害者雇用納付金、合理的配慮の提供義務、最低賃金の減額特例、就労移行支援事業所、就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、障害基礎年金、地域障害者職業センター、公共職業安定所(ハローワーク)、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校、職場実習、共同受注窓口、職場適応援助者(ジョブコーチ)、配置型ジョブコーチ、訪問型ジョブコーチ、企業在籍型ジョブコーチ、農福連携技術支援者

(6)講師

• 厚生労働省

(7) テキスト

- 「農福連携技術支援者育成研修テキスト(Ver.4)」
- 「農福連携スタートアップマニュアル第1分冊」
- 「農福連携スタートアップマニュアル第2分冊」

(8) 備考

3一①. 障害福祉サービス事業の運営の実務〔座学〕

(1) ねらい

農福連携技術支援者として活動する際に必要となる障害福祉サービス事業の運営の 実務について理解する。

(2) 研修形式

座学講義(eラーニング)

(3) 所要時間

1時間30分

(4) 内容

- 訓練等給付費を活用した事業所運営の仕組み
- ・ 職員の配置と役割
- 農福連携における施設外就労の仕組みと請負報酬単価の設定
- サービス等利用計画と個別支援計画、アセスメント、ケース会議

(5) キーワード

運営基準、留意事項通知、運営法人、生産活動から得られた収益、訓練等給付費、特定求職者雇用開発助成金、就労会計、福祉会計、工賃向上計画、人員配置基準、管理者、サービス管理責任者(サビ管)、職業指導員、生活支援員、就労支援員、利用者に対する指揮命令、運営時間、請負報酬、出来高払い、施設外就労、サービス等利用計画、相談支援専門員、個別支援計画、アセスメント、ケース会議

(6)講師

• 社会福祉法人 ゆずりは会 障害福祉サービス事業所 菜の花 管理者/サービス管理 責任者 小淵 久徳

(7) テキスト

- 「農福連携技術支援者育成研修 テキスト (Ver.4)」
- 「農福連携スタートアップマニュアル 第2分冊」

(8) 備考

3一②。障害福祉サービス事業の運営の実務〔実地〕

(1) ねらい

農福連携技術支援者として活動する際に必要となる障害福祉サービス事業の生産活動の進め方と利用者支援の技法を身につける。

(2) 研修形式

事業所見学

(3) 所要時間

2時間30分

(4) 内容

- 利用者の安全確保
- ・利用者への声掛けの仕方、作業の意味の理解のさせ方
- ・人員配置の工夫
- 請負契約に従って期日までに相応の質の成果を達成する工夫

(5) キーワード

声出し、返事の確認、イメージの図解、ノルマの設定、簡潔な指示、距離の取り方、 相性によるペア、プロ意識を持った作業、クオリティーの維持、職員の育成

(6)講師

• NPO 法人アグリチャレンジ ごきげんファーム 農場長 伊藤 文弥

(7) テキスト

• 「農福連携技術支援者育成研修 テキスト (Ver.4)」

(8) 備考

- ・修了試験の出題範囲。試験では、障害者への支援技法について、記述式で問う。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行状況により、オンライン形式の見学等に形式を変更することがある。

4. 障害特性と職業的課題の基礎

(1) ねらい

農福連携技術支援者として活動する際に必要となる一般的な障害特性と職業的課題の基礎的事項について理解する。

(2) 研修形式

座学講義(eラーニング)

(3) 所要時間

1時間30分

(4) 内容

- 障害者基本法における三障害と障害者手帳
- 知的障害の特性と職業的課題
- 発達障害の特性と職業的課題
- 精神障害の特性と職業的課題
- 構造化の意味と必要性

(5) キーワード

障害者基本法、視覚障害、聴覚障害、肢体障害、知的障害、精神障害、発達障害、三障害、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、IQ(知能指数)、学習する力、抽象的な思考、適応する力、コミュニケーションの力、発達障害者支援法、自閉症スペクトラム、学習障害(LD)、注意欠如・多動症(ADHD)、高次脳機能障害、社会性、想像力、不注意性、多動性、衝動性、セロトニン、ドパミン、ノルアドレナリン、メチルフェニデート徐放剤、抗精神病薬、精神保健福祉法、てんかん、統合失調症、気分障害(うつ病・双極性障害)、摂食障害、心因性、内因性、陽性症状、陰性症状、妄想、幻聴、感情の平板化、意欲・行動の障害、自我意識の障害、水分補給、トイレ、身体症状、抗うつ剤、継続的医療、疲れやすさ、ストレングス視点、障害のオープン・クローズ、物理的構造化、スケジュール化、ワークシステム、視覚的構造化、ルーティーン化

(6)講師

• 私立 常磐大学 人間科学部 現代社会学科 准教授 若林 功

(7) テキスト

- 「農福連携技術支援者育成研修 テキスト (Ver. 4)」
- 「農業における障がい者就労支援のためのガイドブック (精神障がい・発達障がい編)」

(8) 備考

5. 障害特性に対応した農作業支援技法

(1) ねらい

農福連携技術支援者として活動する際に必要となる障害特性に対応した農作業支援 技法を身につける。

(2) 研修形式

グループワーク

(3) 所要時間

5時間

(4) 内容

- 合理的配慮の提供義務
- 農作業における手順説明や声掛けのやり方(グループワーク)
- ・農作業における障害者の体調管理と身支度
- ・ 農作業における安全確保
- ・農作業における道具・治具の工夫

(5) キーワード

合理的配慮の提供義務、合理的配慮指針、机等の配置、危険個所、移動の支障、アイマスク、手順説明、声掛け、本人の意思の尊重、体調の変化のキャッチ、日差し・紫外線・虫からの保護、埃や塵からの保護、感覚過敏、汗への対処、水分補給、塩分と糖質、汚れへの対処、つまずき防止、突き刺さり防止、治具

(6)講師

• 特定非営利活動法人 土と風の舎 代表理事 渋谷 雅史

(7) テキスト

- 「農福連携技術支援者育成研修 テキスト (Ver.4)」
- 「農業における障がい者就労支援のためのガイドブック(精神障がい・発達障がい 編)」

(8) 備考

- 受講者はアイマスクを着用して視覚障害を疑似体験する。
- 修了試験の出題範囲。試験では、障害者への支援技法について、選択式又は記述 式で問う。

第3. 農業や農業経営等に関すること

1. 農業と農村社会

(1) a5N

農福連携技術支援者として活動する際に必要となる農業労働力や農業・農村社会に 関する基礎的事項について理解する。

(2) 研修形式

座学講義(eラーニング)

(3) 所要時間

1時間30分

(4) 内容

- ・農業分野における労働力の特徴
- ・農業分野における雇用の特徴
- 農業生産の方式別に見た特徴と必要とする労働力
- ・農業と周辺産業のつながり
- ・農村社会の特徴

(5) キーワード

労働の季節性、農繁期、農閑期、労働の多様性、労働法規の適用除外、常雇い、臨時雇い、農林業センサス、雇用者の確保、土地利用型農業、園芸作、畜産、六次産業化、農村社会コミュニティ

(6)講師

• 農林水産省 農林水産政策研究所

(7) テキスト

• 「農福連携技術支援者育成研修 テキスト (Ver.4)」

(8) 備考

2. 農作業の一般的な特徴

(1) ねらい

農福連携技術支援者として活動する際に必要となる農作業の一般的な特徴について 理解する。

(2) 研修形式

座学講義(eラーニング)

(3) 所要時間

1時間30分

(4) 内容

- 気象 (天候)、土壌、牛物環境や周辺環境等の自然条件が管理作業にもたらす影響
- •屋内外で身体活動を伴うことによる体調、性差、年齢等への留意
- 農場の環境や農作業が人の健康等に与える効用

(5) キーワード

自然条件、気象(天候)、土壌、病害虫、鳥獣害、生物環境、定期的な休憩、同じ姿勢の回避、農作業事故の防止、女子が取り扱う重量物への配慮、加齢に伴う心身機能の低下、バイオフィリア仮説、緑によるストレスの回復、植物の特性、繰り返し動作、視覚情報、体性感覚情報、前頭前野、ワーキングメモリ、社会性の向上

(6) 講師

・公立大学法人 兵庫県立大学大学院 緑環境景観マネジメント研究科 教授 豊田 正博

(7) テキスト

• 「農福連携技術支援者育成研修 テキスト (Ver.4)」

(8) 備考

3. 農業経営の仕組み

(1) asn

農福連携技術支援者として活動する際に必要となる通常の農業経営について理解する。

(2) 研修形式

座学講義(eラーニング)

(3) 所要時間

1時間30分

(4) 内容

- 農業経営体の種類と農業経営の形態
- ・農地の種類
- 労働力を確保する手法
- ・農業協同組合、都道府県の普及指導センター、農業共済組合、地方農政局、 市町村農業委員会などの機関の役割と所在
- 栽培方法と農法の種類
- · GAP & JAS
- ・食品流通とマーケティング

(5) キーワード

農地法、個人農家、農業法人、家族経営体、組織経営体、都市計画、市街化調整区域内農地、市街化区域内農地、生産緑地、市町村農業委員会、農作業受委託、農作業請負、援農ボランティア、職業紹介、外国人材、労働者派遣、農事組合法人、農業協同組合、普及指導センター、普及指導員、農業共済組合、地方農政局、認定農業者制度、土耕栽培、露地栽培、施設栽培(ハウス栽培)、水耕栽培、慣行農法、有機農法、自然栽培、農業生産工程管理(GAP)、日本農林規格(JAS)、有機 JAS、ノウフク JAS、食品流通、マーケティング

(6)講師

•静岡県立 田方農業高等学校 校長 久保田 豊和

(7) テキスト

• 「農福連携技術支援者育成研修 テキスト (Ver. 4) |

(8) 備考

4. 農作業の流れ

(1) ねらい

農福連携技術支援者として活動する際に必要となる一年間の農作業の流れについて 理解する。

(2) 研修形式

座学講義(eラーニング)

(3) 所要時間

1時間30分

(4) 内容

- 1 年間の農作業における各工程の意味、行う時期等
- 農業者が用いる農業用機械・器具等の操作方法
- ・肥料や農薬に関する基礎知識

(5) キーワード

作付け計画、連作障害、休裁年限、種苗の購入、種苗法、育苗、ポット、耕耘(耕起)、自走式耕耘機、歩行型耕耘機、施肥、窒素・リン酸・カリウム、化学肥料、有機肥料、肥料やけ、畝立て、は種、すじまき、点まき、ばらまき、不織布、移植・定植、移植ごて、間引き、株、マルチング、黒マルチ、白マルチ、トンネル、トンネル支柱、受粉、支柱立て、いぼ竹、合掌式、直立式、誘引、整枝(摘芽・摘心・摘葉・摘花・摘果)、病害虫防除、耕種的防除、物理的防除、生物的防除、化学的防除、接ぎ木、防虫ネット、コンパニオンプランツ、除草、除草ガマ、ホー、三角ホー、クワ、刈払機、ブレード、ゴーグル、灌水、ジョウロ、農薬散布、化学農薬、天然農薬、マスク、使用濃度・使用回数、収穫、出荷調製、一次加工、保存・貯蔵、種子の採取・保存、乾燥剤、片付け・清掃、ネズミの巣、穴開け機、寒冷紗、支柱、刈払機

(6) 講師

• 私立 惠泉女学園大学 人間社会学部 社会園芸学科 教授 藤田 智

(7) テキスト

• 「農福連携技術支援者育成研修 テキスト (Ver.4)」

(8) 備考

5. 農業者による農福連携の経営実務

(1) ねらい

農福連携技術支援者として活動する際に必要となる障害者が関わる農業経営の実務 について理解する。

(2) 研修形式

座学講義(eラーニング)

(3) 所要時間

1時間30分

(4) 内容

- ・ 障害者に適した作物や農法、障害者に割り当てる作業の選択
- 損益分岐点売上高と変動費 固定費の削減
- ・ハウスや農業用機械の減価償却
- ・農業会計処理の基礎

(5) キーワード

農業者が通常取っている合理的行動、栽培面積の大小、機械化の有無、管理作業の多少、人体への攻撃性の有無、定型的作業パターンの有無、土耕栽培の重視、露地栽培と施設栽培の適切な配分、必要最低限度の設備投資、有機農法・自然栽培への留意、農作業の細分化、損益分岐点売上高、限界利益、変動費と固定費の削減、手作業の創出、減価償却、ローン、企業会計原則、白色申告、青色申告

(6)講師

• 合同会社 竹内農園 代表社員 竹内 巧

(7) テキスト

• 「農福連携技術支援者育成研修 テキスト (Ver.4)」

(8) 備考

6. 農作業における作業細分化・難易度評価・作業割当ての技法

(1) asn

農福連携技術支援者として活動する際に必要となる農作業の細分化、難易度の評価、障害特性や能力に応じた作業割当ての技法を身につける。

(2) 研修形式

座学(eラーニング)、実地、演習

(3) 所要時間

15時間00分

(4) 内容

- ・農作業分析とは
- 作業中最多の注意配分数と巧緻性に着目した難易度評価(淡路式難易度分類表)
- 難易度を評価する際のその他の視点
- ・障害特性に応じた作業割当ての技法

(5) キーワード

農作業分析、作業の細分化、淡路式農作業分析表、淡路式難易度分類表、パターン 化の有無、必要な動作の把握、作業姿勢、作業負担度、両手の使用、巧緻性、作業中 の主な注意対象、作業中最多の注意配分数、危険度、作業形態、工程数、条件数

(6)講師

• 公立大学法人 兵庫県立大学 大学院緑環境景観マネジメント研究科 教授 豊田 正博

(7) テキスト

• 「農福連携技術支援者育成研修 テキスト (Ver.4)」

(8) 備考

- 水戸は場内において、農作業の実地研修を行うため、汚れても良い服装をする。
- タオルや軍手等、農作業に必要となる身につける物を持参する。
- 体調管理に留意する。
- 修了試験の出題範囲。試験では、障害者への支援技法について、選択式又は記述式で問う。

第3. 修了試験

(1) a5N

農福連携技術支援者として活動する際に必要となる知識と支援技法を身につけたこと、また、今後の活動に向けた意欲を確認することで、農福連携技術支援者(農林水産省認定)になろうとするにふさわしい人物であることを確認する。

(2) 所要時間

1時間30分

(3) 内容

- 基本的知識を問う問題【回答所要目安30分(3分×10単語)】
 - *選択式
- ・支援能力を問う問題【回答所要目安50分】
 - *ケース事例を示して、記述式
- ・意欲を問う問題【回答所要目安10分】
 - *自由記述式

(4) 備考

- 資料(研修で使用したもの及び研修中に作成したものに限る)の閲覧は可能とするが、時間内に回答を終えるには、あらかじめ、講義内容を整理して理解する必要がある。
- スマートフォン・タブレット PC その他の電子機器の使用は不可とする。